居宅介護サービス重要事項説明書

1　法人の概要

法人の名称	株式会社　ミュー
法人の種別	営利法人
法人の所在地	神奈川県厚木市戸室１丁目 41 番１号
法人の電話番号	046－221－9600
代表者氏名	代表取締役　山﨑　慎也
法人が所有する営業所の種類・数	居宅介護１カ所、訪問介護１カ所、認知症対応型通所介護３カ所、認知症対応型共同生活介護２カ所、住宅型有料老人ホーム２カ所

2　事業所の概要

事業所の名称	株式会社　ミュー
事業所の所在地	神奈川県厚木市戸室１－41－1
事業所電話番号等	電話：046－221－9600／FAX：046－221－9601
事業所番号	居宅介護　　1412900555　（平成 17 年６月１日指定）
事業所が行っている他障害福祉サービス	重度訪問介護　1412900555　（平成 17 年６月１日指定）
営業日・営業時間	営業日：月～金（祝日を含む）／営業時間：9：00～17：00
管理者名	山﨑　潤子
サービス提供日・時間	年中無休
サービス提供地域	厚木市
事業の目的及び運営方針	障害者総合支援法の基本理念に添って、利用者が居宅において日常生活を営むことが出来るよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を適切に行う。
職員への研修の実施状況	採用時：就業開始時から１ヶ月以内　継続研修：年１回

3　事業所の職員体制

職種	人員	資格等
管理者	１名	介護福祉士
サービス提供責任者	4 名	介護福祉士
ヘルパー	20 名	

4　主たる対象者

身体障害者、精神障害者、知的障害者

5　提供する居宅介護サービス

(1) 居宅介護サービスの内容

①　身体介護

食事介助	食事の介助を行います。
入浴介助・清拭	入浴の介助や清拭（体を拭く等)、洗髪などを行います。
更衣介助	衣服の着脱の介助を行います。
排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。

②　家事援助

調理	利用者の食事の用意・片付けを行います。
洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
買い物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。

③　通院等介助

通院等介助 （身体介護を伴う）	通院等又は官公署ならびに指定相談支援事業所への移動のための介助、通院先等での受診の手続き・移動等の介助（院内介助を要する場合）を行います。

(2) ヘルパーの禁止行為

①　利用者に対する暴力等の虐待行為

②　身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（緊急やむを得ない場合を除く）

③　利用者の同居する家族へのサービス提供

④　利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（庭の手入れやペットの世話等）

⑤　居宅介護（身体介護・生活援助）における外出や単なる見守りサービス

6　利用料金

①　介護給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

居宅介護サービスに係る利用者負担額は、市町村が定める利用者負担上限月額(居宅サービス要した総費用額の 1 割相当額が低い場合には、低い方の額)となります。また、居宅介護サービスに要した総費用額から利用者負担額を差し引いた額を介護給付費として事業者が受領します。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(以下「障害者総合支援法」という。)第 31 条により特例の適用を受ける場合は市町村が定める額となります。

また、同一世帯に障害福祉サービスの利用者が複数いる場合、障害福祉サービスと介護保険高額障害福祉サービス等給付費等を支給され負担が軽減される場合もあります。詳しくは、お住まいの市町村におたずねください。

②　事業者は、市町村から法定代理受領により、居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場

合は、利用者に対し、利用者に係る介護給付費の額をお知らせ致します。法定代理受領を行わない居宅介護にかかる費用の支払いを受けた場合は、サービス証明書を利用者に交付します。

③　その他、居宅介護サービスにかかる費用について

(1) 交通費

居宅介護サービスの通常のサービス提供地域を超えて行う居宅介護サービスの提供に際し、交通費の実費を頂きます。

(2) 記録等複写サービス

利用者の実費負担となります。

(3) 通院等介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費

利用者の実費負担となります。

(4) キャンセル料

キャンセルの場合は、キャンセルの通知時間により、キャンセル料金がかかります。

利用日の前々日までの場合	無料
利用日の前日までの場合	利用負担金 50%
利用日の当日の場合	利用負担金 100%

(5) その他

利用者のお住まいで居宅介護サービスを提供するために必要な水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者にご負担頂きます。

④　支払方法

上記利用料金の支払いは、毎月 24 日までにご請求させていただきます。支払は、原則として口座引き落とし(27 日引き落とし)となります。

7　事故発生時及び緊急時の対応方法

①　事業者は、サービスの提供中に事故が発生した場合は、市町村、ご家族等に早急に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

- 保険の種類　　居宅介護事業等賠償責任保険
- 保険会社　　あいおいニッセイ同和損保株式会社

②　サービス提供中に利用者の容体に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な措置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかに連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

8　秘密保持について

①　事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

②　前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が利用者の個人情報を用いることに利用者は、同意します。

9　虐待防止のための措置

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催とその結果の通知。

(2) 虐待防止のための研修の定期的な実施。

(3) 虐待防止のための措置を実施する担当者の選定。

虐待防止責任者名	管理者　山﨑　潤子

10　身体拘束等の禁止

①　事業者は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

②　事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

③　事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとします。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討委員会の定期的な開催及びその結果について従業者へ周知徹底します。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施。

11　感染症の予防及び蔓延防止について

事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号にあげる措置を講じます。

①　事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を概ね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

②　事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。

③　事業素において、従業者に対し、感染症予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する

12　非常災害について

事業者は、居宅介護サービス自然災害における業務継続計画を作成し、災害及び防災等の安全対策に万全を期します。

13　苦情相談窓口等について

当事業所のご利用相談・苦情窓口

担当者	管理者　山﨑　潤子
電話番号	046－221－9600
受付時間	9：00～17：00

市町村等の相談・苦情窓口

担当部署	厚木市障がい福祉課
電話番号	046-225-2221
受付時間	月～金　8：30 分から 17：15
担当部署	神奈川県社会福祉協議会　かながわ福祉サービス運営適正化委員会
電話番号	045－311－8861
受付時間	月~金　9：00 から 17：00

（居宅介護サービス）

個人情報使用同意書

私の個人情報については、次に記載する必要最小限の範囲において、使用することを同意します。

記

Ⅰ　使用する目的

利用者のためサービス計画に沿った円滑なサービス提供を実施されるためのサービス担当者会議及び相談支援事業者と事業者の連絡調整等において必要な場合。

Ⅱ　使用する業者

区分・サービス	所　在　地	事　業　者　名
居宅介護	厚木市戸室１－41－1	株式会社ミュー

Ⅲ　使用サービスの種類　：　訪問介護

Ⅳ　使用する期間

年　　月　　日　～　サービスの契約終了日　まで

Ⅴ　条　件

1　個人情報の提供は必要最小限とし、提出に当たっては関係者以外の者にもれないよう細心の注意を払う。

2　個人情報を使用した会議では、相手方、内容等の経過を記録しておく。

以上

別紙 1

居宅介護サービス利用料及び利用者負担額について

1　利用者負担額の軽減措置について

1 ヶ月当たりのサービス利用に係る「定率負担」については、所得に応じて 3 区分の負担上限月額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護 又は低所得	生活保護受給世帯 又は、市町村民税非課税世帯	0 円
一般　1	市町村民税課税世帯(所得割 16 万円未満)	9,300 円
一般　2	市町村民税課税世帯の内、上記「一般 1」以外	37,200 円

2　利用料金

居宅介護に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の 1 割に相当する額をお支払い頂きます。ただし、「1　利用者負担の軽減措置について」で説明する軽減措置に該当する場合は、軽減後の額をお支払い頂きます。

(1) 居宅介護サービス費

サービス類型	基本部分	単価(円)
居宅における身体介護 通院等介助 (身体介護を伴う場合)	30 分未満	392 円
	30 分以上 1 時間	617 円
	1 時間～1.5 時間	897 円
家事援助	30 分未満	163 円
	30 分以上 45 分	235 円
	45 分以上 1 時間	301 円
通院等介助 (身体介護を伴わない場合)	30 分未満	163 円
	30 分以上 1 時間	301 円
	1 時間～1.5 時間	421 円

(2) 各種加算について

①　毎月利用料金に含まれる加算項目

福祉・介護職員等処遇改善加算 II	総費用単位数×サービス別加算率(40.2%)×10.90 円の利用者負担割合相当分

②　算定対象要件に該当した場合の加算項目

2 人の介護職員による場合	同時に 2 人の訪問介護員等が 1 人の利用者に対し、利用者・家族の同意を得てサービスを行った場合	所定の単位数に 200／100 を乗じた単位数
利用者負担上限額管理加算	一月あたりの利用者負担額が負担上限額を超過することが予測される方にお	150 単位／1 回

	いて、市町村が認定した方で、同一月において複数のサービス事業所からサービスを利用する方のうち、当該支給決定障害者等の利用者負担の上限管理について、当事業所が利用者負担上限管理事業所として、位置づけられた場合	
早朝加算	午前 6 時～午前 8 時の時間帯にサービスを行うこと	所定の単位数に 25%を加算
夜間加算	午後 6 時～午後 10 時の時間帯にサービスを行うこと	
深夜加算	午後 10 時～午前 6 時の時間帯にサービスを行うこと	所定の単位数に 50%を加算